

令和2年9月定例会 環境農林委員会の概要

日時 令和2年10月8日(木) 開会 午前10時 1分
閉会 午前11時53分

場所 第6委員会室

出席委員 内沼博史委員長

権守幸男副委員長

千葉達也委員、岡地優委員、小川真一郎委員、諸井真英委員、小島信昭委員、
金野桃子委員、石川忠義委員、山本正乃委員、秋山文和委員

欠席委員 なし

説明者 [環境部関係]

小池要子環境部長、安藤宏環境未来局長、田中淑子環境部副部長、
石塚智弘参事兼エネルギー環境課長、佐藤卓史環境政策課長、
松井明彦温暖化対策課長、宮原正行大気環境課長、酒井辰夫水環境課長、
山井毅産業廃棄物指導課長、佐々木亨資源循環推進課長、
島田厚みどり自然課長

[農林部関係]

強瀬道男農林部長、野口典孝農林部副部長、小畑幹農林部副部長、
根岸章王食品安全局長、西村恵太農業政策課長、
横塚正一農業ビジネス支援課長、片桐徹也農産物安全課長、
野澤裕子畜産安全課長、野口雄一郎農業支援課長、田邊虎男生産振興課長、
佐野且哉森づくり課長、稲場康仁農村整備課長

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件名	結果
第99号	令和2年度埼玉県一般会計補正予算(第7号)のうち 環境部関係及び農林部関係	原案可決
第103号	埼玉県手数料条例の一部を改正する条例	原案可決

2 請願

議請番号	件名	結果
議請第5号	福島第一原発事故による多核種除去設備等処理水の 陸上保管を求める意見書の提出を求める請願	不採択

所管事務調査(農林部関係)

- 1 家畜及び家きん並びに農産物の盗難被害の現状とその対策について
- 2 県産米の動向について

【付託議案に対する質疑（環境部関係）】

千葉委員

- 1 低炭素分散型エネルギー社会構築事業費について、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業の一部を取りやめたことによる委託料の減額とあるが、具体的にはどのような事業を取りやめたのか。また、そのことによって、事業全体に及ぼす影響はどのくらいあるのか。
- 2 長瀬射撃場における新型コロナウイルス感染症対策に伴う指定管理者への委託料の増額について、今後の見通しはどうか。また、今回の増額で今後についても対応できるのか。

参事兼エネルギー環境課長

- 1 今回取りやめることにしたのは、埼玉版スーパー・シティプロジェクトの推進に当たって、直接本県職員が市町村を訪問してまちづくりに係る課題などを聴取し、その際、要望があれば課題に応じた専門家を派遣するという支援事業であった。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、接触機会を極力減らす必要があり、また、県も市町村も、今回、感染症対策業務を優先して行わなければならなかったことから、年度当初に予定していた市町村訪問を見合わせざるを得なかった。市町村の課題やニーズの把握の機会が遅れたが、進め方の見直しを図る中で、当該事業の取りやめについて補完していきたいと考えている。低炭素分散型エネルギー社会構築事業費の事業は、全体として蓄電池や太陽熱利用などの低炭素分散型エネルギーを活用、促進を図る取組が主なものである。今回、埼玉版スーパー・シティプロジェクトの事業を中止したことによる直接の影響はないと考えている。

みどり自然課長

- 2 今年度の長瀬射撃場の利用見込みは、学生などの射撃大会の多くが中止になる可能性があったことから、事業計画では昨年度実績の約半分である6,900人としている。本年4月8日から5月31日の射撃場閉鎖期間を含む4月から9月末までの上半期の利用実績は、主な大会だけでも15大会が中止となったことから、利用者数は2,294人で、6,900人に対して約33パーセントとなっている。一方、今月以降の下半期は、現時点で学生の大会を含めほとんどの大会が開催予定であると聞いており、今年度の実績が年間利用見込みの6,900人を上回るのではないかと期待している。今年度の年間利用実績が増えれば、今回の増額で必要な対応ができると考えているが、新型コロナウイルス感染症の状況によっては収支が大きな影響を受ける可能性がある。後日、年間収支見込みを改めて整理した上で、指定管理制度を所管する改革推進課や財政課と調整を図っていきたい。

千葉委員

低炭素分散型エネルギー社会構築事業費について、今回の事業取りやめによる全体への影響はないとのことだが、影響がないとすると、今度は細かい事業の内容などについても、精査する必要があると考えるがいかがか。

参事兼エネルギー環境課長

当該事業はもともと約2億1千万円の金額があるが、家庭用の燃料電池や事業者向けの低炭素な分散型エネルギーへの補助が大きな金額を占めていて、埼玉版スーパー・シティプロジェクトとしての金額については約4千万円弱であった。そういう意味では、低炭素分散型エネルギー社会構築事業費としての直接の影響はかなり小さいと考えている。ただし、埼玉版スーパー・シティプロジェクトそのもので考えると、当該事業を中止したことで、市町村からの声を反映することが多少遅れたことは認めざるを得ない。この点については、都市整備部等とともに市町村との協議を随時進めているところであるので、そのときにフォローしていきたい。

石川委員

長瀬射撃場について、大会の中止によって利用料金収入が減っていることは理解したが、その他の団体利用や講習の開催、一般客の利用についてはどうなっているのか。

みどり自然課長

本年4月から5月の閉鎖の影響を受け、利用料金収入ベースで4月から6月は前年度比22パーセントであったが、7月から9月の3か月では前年度比59.7パーセントと改善傾向にある。こうしたことから、大会は実施できなかったが、個人や団体といった利用者も一定程度戻ってきていると考えている。また、6月の営業再開後は安心宣言を行い、新型コロナウイルス感染症対策に注意を払いながら営業を実施しており、利用者増につながっている。

【付託議案に対する質疑（農林部関係）】

千葉委員

- 1 経営体育成条件整備事業費について、事業主体が市町村となっており、国の補助率は30パーセント、県の補助率20パーセントとなっているが、残りの50パーセントは被害を受けた農業者負担となるのか。あるいは、市町村がその一部を負担するのか。また、令和2年7月豪雨の被害ということで、既に修繕対応している農業者がほとんどだと思うが、既に修繕している農業者に対しても適用となるのか。
- 2 輸出・インバウンド緊急支援事業について、外食事業者のうちBCPを策定した事業者だけに限定しているのはなぜか。また、埼玉県内で本制度を利用する企業は何社ぐらいを見込んでいるのか。
- 3 家畜伝染病予防事業費について、この時期に資機材の整備支援を実施するのはなぜか。また、今後も事業者が整備を必要とする時期に、改めて県として対策を検討する考えはあるのか。

農業ビジネス支援課長

- 1 当該事業における残りの50パーセントの負担割合は、三郷市が県と同じ20パーセントを負担する予定となっており、生産者は30パーセントの負担となる。また、既に修繕している農業者も支援対象としている。なお、事前に着工する場合には、被害の状況が分かる写真、発注書及び納品書などの書類を保存しておく必要があるため、三郷市を通じて農業者に周知を図っているところである。
- 2 当該事業は、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、インバウンド需要の減少により影響を受けている外食事業者が新型コロナウイルス感染拡大の収束後、再びインバウンド需要が回復できるよう、訪日外国人が安心して利用できる店にするために必要な

衛生管理の徹底や改善を支援する国の事業である。このため、従業員や来店客が新型コロナウイルスに感染するなどの緊急事態が発生した場合においても、適切な対応を行い、業務が継続できるよう、新型コロナウイルス感染症の予防対策の徹底、陽性患者発生時の患者と濃厚接触者への対応、施設・設備等の消毒の実施、事業の継続という四つの項目を含めた事業継続計画を策定した事業者に限定して支援することとしている。また、外食産業におけるインバウンド需要回復緊急支援事業では1事業者、輸出先国の市場変化に対応した食品等の製造施設等整備の緊急支援事業では1事業者が支援の対象者となっている。なお、輸出先国の市場変化に対応した食品等の製造施設等整備の緊急支援事業では、農業者以外の企業については、産業労働部で3事業者分の補正予算を計上している。

畜産安全課長

3 昨年度は本県で、本年度は9月26日に群馬県で発生した豚熱、さらにアジア地域ではアフリカ豚熱が流行しており、感染が拡大している。こうした状況の中、本年7月1日に家畜伝染病予防法が改正、施行されるとともに、畜産農家を守るべき飼養衛生管理基準も強化された。具体的には、農場への立入りを制限する衛生管理区域への野生動物の侵入防止対策や農場に出入りする人、車及び物の消毒の強化などが盛り込まれたところである。法改正を踏まえ、畜産農家が対策を講じるため、7月に農林水産省からこの事業について要望調査があった。そこで、県内畜産農家に当該事業の要望調査を行ったところ、防鳥ネットや消毒用動力噴霧器等について要望があったことから、この時期に補正予算をお願いしているものである。また、現在、県内畜産農家の衛生対策は、飼養衛生管理基準の一定レベルをクリアしている。しかし、飼養衛生管理基準が強化されているため、更にレベルアップした対策が必要な畜産農家から要望が出てくることも予想される。これに対しては、国の交付金で衛生対策を支援できる事業があるので、要望の把握に努めながら、必要に応じて支援していきたい。

岡地委員

- 1 外食産業におけるインバウンド需要回復緊急支援事業について、本県が支援する企業への交付が妥当と判断したポイントは何か。
- 2 輸出先国の市場変化に対応した食品等の製造施設等整備の緊急支援事業について、製茶業者が行う整備とは具体的にどのようなものなのか。
- 3 埼玉県手数料条例の一部を改正する条例について、今回の改正では、手数料の金額が変わるなど実質的な変更はないということによいか。
- 4 漁業法に基づく手数料について、今後の申請は何件くらいあるのか。

農業ビジネス支援課長

- 1 当該事業の交付基準に照らし合わせて、事業継続計画を策定していること、衛生管理の徹底が図られてインバウンドの需要回復が見込めること、また、県産農産物を積極的に利用している県産農産物サポート店であることから妥当と判断した。
- 2 収穫した茶葉に風を送り込み萎凋させる萎凋槽の導入及び既存施設の改修を行うものである。萎凋とは茶の収穫後、風を当ててしおらせることにより仕上げるものである。これにより花のような独特な香りが出る。この萎凋茶を輸出する計画である。

農業政策課長

3 文言の修正等の技術的な改正であり、実質的な変更はない。

生産振興課長

4 今後の申請については、現在存続中の漁業権免許が満了となる令和5年度に共同漁業権8件、個別漁業権2件の合計10件が見込まれる。漁業権免許申請以外の手数料については、今までに申請実績がないため、今後も申請はないと思われる。

岡地委員

外食産業におけるインバウンド需要回復緊急支援事業について、今回は補助の対象外となったが、補助を希望していた事業者があったのか。

農業ビジネス支援課長

今回補助の対象外となった事業者はなく、事業実施を希望した事業者については、要望どおりの支援となっている。

小川委員

今回の家畜伝染病予防事業費で防鳥ネット・噴霧器等を整備する農家数は、県内農家数に対してどのくらいの割合になるのか。

畜産安全課長

防鳥ネット等は既に7割以上の畜産農家で整備が進んでいるが、飼養衛生管理基準の強化に伴い、未整備や強化を希望する畜産農家に豚、牛、家きんについて要望を聞いており、今回、全体で105件の要望があった。内訳は、防鳥ネットが40件、動力噴霧器が42件、簡易更衣室が2件などとなっている。これまでの衛生対策も含めた整備について、畜産農家全体に対する割合は算出していない。

小川委員

家畜伝染病対策については、一斉に実施しないと効果が出ないと思うので、実施した地域と実施していない地域が生じないように支援してもらいたい。(意見)

石川委員

外食産業におけるインバウンド需要回復緊急支援事業については、事業継続計画の策定のほかに、直近3か月間の売上げが前年同期比で10パーセント以上減少し、その原因がインバウンドの減少であることが応募要件となっている。この事業者は応募要件を満たしていたのか。また応募そのものが何件あったのか。

農業ビジネス支援課長

当該事業者は、本年3月の売上げが対前年比66パーセント減少している。旅行代理店と契約してツアーの団体客を呼び込み、インバウンド対策をしていたが、3月以降全てキャンセルになった。また、緊急事態宣言を受けて4月8日から5月28日まで休業していた。これらにより売上げが減少していることから要件をクリアしていると考えられる。応募については1事業者であるが、応募期間には8事業者から問合せがあった。

石川委員

本県では2次募集もしており、3週間ほどの期間を設けているが、他県では応募期間に長短があり、1か月間設けているところもある。この期間は妥当と考えるか。

農業ビジネス支援課長

2次募集は本年8月5日以降に行うよう国から指示があり、国への申請期限は9月11日であった。他県では9月上旬を締切日としたところもあるが、本県が8月24日を締切日としたのは、予算編成スケジュールを考え、新型コロナウイルス感染症で影響を受けた飲食店にできるだけ早くこの事業を活用して衛生設備を導入してもらえるように考えたためである。そのため、9月定例会での補正予算の提案となった。

諸井委員

外食産業におけるインバウンド需要回復緊急支援事業について、利用したいと思っている事業者は多いと思う。募集期間やPR方法について、もっと事業者が応募しやすくする方法はなかったのか。

農業ビジネス支援課長

外食産業が事業実施主体であり、農林部だけでは周知が難しいため、県のホームページを通じて周知したことに加え、産業労働部にも協力を依頼して、商工会連合会、商工会議所連合会を通じて事業者にも周知を行った。その結果、応募は1事業者であった。

諸井委員

需要に対して採択が少ないと思う。今後の見通しはどうか。

農業ビジネス支援課長

1次募集後は、国において6億円程度の予算残額があったと聞いているが、2次募集後の結果は確認できていない。予算枠があれば3次募集の可能性はあると考えている。

【付託議案に対する討論】

なし

【請願に係る意見（議請第5号）】

金野委員

確かに、海洋放出及び水蒸気放出は、放射性物質を環境中に拡散させるものであり、風評被害や将来の不安を覚える声があることは承知しており、福島県議会及び同県内の21市町村が、海洋放出に反対する意見書を可決し、宮城県議会が放出処分に反対する意見書を可決し、東京都内でも小金井市議会が陸上保管を求める意見書を可決している。他方、経済産業省の下に設置された小委員会の報告書によれば、除去困難なトリチウムについては、自然界でも生成され、大気中の水蒸気や雨水、海水といった自然界の水や人の体内に含まれるということである。また、国内外の原子力施設でも発生しており、そのうち一部が各国の規制にしたがって海洋や大気等に放出されているが、トリチウムが原因と考えられる影響の例は見つかっていないということである。そして、海洋放出や水蒸気放出、大気放出は、いずれも放射性による影響は自然被ばくと比較して十分に小さいといい、さらに、風評被害への影響を踏まえて、規制基準と比較して、なお十分に希釈して放出を行う

などの配慮が必要ということである。併せて、ALPS処理水等を保管するタンクは、福島第一原発内にある土地に設置しており、これまで敷地内に造成した土地を利用して増設してきたが、2022年夏頃には、タンクが満杯になる見通しであり、現行計画以上のタンク増設の余地は限定的ということである。したがって、上記事項を総合考慮のうえ、処理水の海洋放出、水蒸気放出には、科学的な根拠をもって予断なく、総合的に議論することが必要であると考えられる。

山本委員

議請第5号について、趣旨採択を求める動議を提出する。本請願は、福島第一原発のタンクに貯蔵されている多核種除去設備等処理水の陸上保管を求める意見書を国に提出することを求める請願である。本年2月、多核種除去設備等処理水の取扱いに関する小委員会は、多核種除去設備等処理水について、海洋放出又は水蒸気放出が現実的であり、海洋放出の方が確実に実施できるとする報告書をまとめた。海洋放出については、福島県漁業協同組合連合会、宮城県漁業協同組合が反対の意見書を提出し、全国漁業協同組合連合会は海洋放出に断固反対するとの特別決議を全会一致で採択している。また、報告書には、海洋放出について、国内外の原子力施設において、トリチウムを含む液体放射性廃棄物が、冷却用の海水等により希釈され、海洋等に放出されている。これまでの通常炉で行われてきているという実績や放出設備の取扱いの容易さ、モニタリングの在り方も含めて水蒸気放出に比べると確実に実施できると考えられる。ただし、排水量とトリチウム放出量の量的な関係は、福島第一原発の事故前と同等にはならないことが留意点として挙げられる、との記述もある。地域関係住民の不安や風評被害などを考えると、慎重にならざるを得ないと思う。一方で、次のような意見があることも事実である。1. 処理水の陸上保管を続けることにも場所の問題やタンクの老朽化などのリスクがある。2. トリチウムが環境中、蓄積していくとの研究も多数あるとの記述があるが、科学的根拠が明らかにされていない。3. 海洋放出、水蒸気放出に代わる案として、モルタル固化を提案しているが、試験や法整備が必要であり、タンクがいっぱいになる2022年までには間に合わない。4. 風評被害対策を求めているが、最大の風評被害対策は、国民が科学的根拠に基づいて判断することである。しかしながら、本請願については、請願者の意を汲んで趣旨採択を主張する。

小川委員

福島第一原発事故による多核種除去設備等処理水の陸上保管を求める意見書の提出を求める請願について、不採択の立場から発言する。汚染水の取扱いについては、大量貯蔵に伴うリスクや今後の廃炉工程に対するリスクを踏まえ、経済産業省に設置された小委員会などにおいて検討が行われた。小委員会において、多核種除去設備等処理水の処分については、技術的に実績があり、現実的な方法として海洋放出及び水蒸気放出を挙げており、これらの放射線の影響は自然被ばくと比較して十分に小さいと報告されている。現在、政府においては、当該小委員会の報告を踏まえ、関係者の意見を聞いている段階であり、その後政府としての基本的な方針を決定する予定である。現時点では、政府が地元をはじめとした幅広い関係者から意見を聴取しているところであるため、判断を下したときに決定すべきである。よって、本請願は不採択とすべきと考える。

秋山委員

紹介議員の一人として、採択を求める立場から発言する。この請願は、事故を起こした福島第一原発で溜まり続ける放射能汚染水を安易に環境中に放出せず、陸上保管を求める

意見書を国に提出することを、我が県議会に求めるものである。請願は、今保存されている汚染水貯留タンクの72パーセントに、ストロンチウムやセシウムなど62核種の多くが取り除かれずにあり、総量860兆ベクレルのタンク貯蔵トリチウムを薄めて海洋放出すれば、これらの核種が、たとえ2次処理で低減したとしても、環境中に捨てられ、環境汚染を引き起こす危険性があることを指摘している。また、環境中に長期にわたって放出され続けるトリチウムの影響はないと断定する研究は一つもないことも指摘している。さらに、日本の原子力委員会が1993年11月2日に決定した「低レベル放射性廃棄物処分の今後の考え方について」において、今後、低レベル放射性廃棄物の処分の方針として、海洋投棄を選択肢にしないとの方針に反すること、また、ロンドン条約第三条第四項で、海洋投棄が禁止される廃棄物その他のものとは、あらゆる種類、形状又は性状の物質を言うのであり、それを第四条第一項で投棄を禁止するとしている。ロンドン条約は陸上からの放出を例外に置いているが、陸上保管可能な対案があるにもかかわらず、意図的に海洋放出して海を汚染するのは、ロンドン条約違反である。陸にある発生源からの海洋環境の汚染を防止し、軽減し及び規制する海洋汚染防止を定めた国連海洋法条約第二百七条及び第二百十三条にも違反すると指摘している。希釈し、海洋放出することは、更なる漁業者への大打撃になる。ALPS処理水は海洋放出しないとの福島県漁業協同組合連合会との約束にも違反する。宮城県漁業協同組合が反対の意見書を提出し、全国漁業協同組合連合会は海洋放出に断固反対するとの特別決議を全会一致で採択した。本年7月21日までに福島県議会と県内21市町村が反対の意見書を可決、宮城県議会は本年3月、放出処分に反対する意見書を可決した。汚染水の海洋放出は、国際的にも、また、国民的にも同意は得られないと思う。海洋放出、水蒸気放出をやめ、陸上保管による対策を確立することを求める意見書提出に、委員各位の御賛同をお願いし、私の意見とする。

【所管事務に関する質問（家畜及び家きん並びに農産物の盗難被害の現状とその対策について）】

諸井委員

- 1 本年5月から9月下旬にかけて、茨城県、栃木県、群馬県及び本県で盗難被害が報告されている。畜産農家は金銭的ダメージに加え、精神的ダメージも大きく、放置することはできない。本県の盗難被害への対応及び対策をどのように行っているのか。
- 2 梨の盗難被害への対応及び対策をどのように行っているのか、また、これからどうするのか。

畜産安全課長

- 1 被害状況については、本年5月から9月まで、茨城県、栃木県、群馬県及び本県で約900頭の家畜盗難があり、重大性を痛感している。本県では盗難被害を受けて、8月下旬から9月にかけて、家畜保健衛生所を通じて1か月の間に4回情報提供と注意喚起を通知した。8月末には、県警本部に夜間のパトロールの強化や事件の情報共有を依頼した。注意喚起の内容としては、5月の盗難は豚2頭で、少ない数だと畜産農家は盗難に気が付かないこともあるので、こまめな頭数確認を指導するものである。また、一般的な防犯対策としての畜舎入り口の施錠、不審者が侵入しにくくするための柵やネットの設置、防犯カメラ及びセンサーの設置、被害に気付いた場合には警察へ直ちに届け出ることを依頼した。さらに、衛生管理の観点から、防疫の知識のない者や関係者以外の者が畜舎等に侵入することは家畜防疫上非常に問題があるため、石灰散布も指導した。そのほか、県警察に、防犯のポイントが記載された「事件情報」というパンフレットを

作成してもらい、警察の視点による防犯対策を周知した。市町とも連携し、茨城県、栃木県及び群馬県に隣接する12市町とヤギの盗難があった春日部市を加えた13市町には協力を依頼し、各市町がパトロールするときに畜産農家も巡視してもらうこととし、不審者等を発見した場合は警察や家畜保健衛生所へ通報するよう依頼した。熊谷市では同市農業振興課から各課に依頼を行い、上里町では梨の盗難対策パトロールに畜産農家も加えてもらった。なお、盗難にあった畜産農家は防犯カメラやセンサーを設置したが、被害のない畜産農家でも対策を講じたところがあると聞いている。

農業支援課長

2 本年9月11日に、大量の梨の盗難被害が報告されたので、各農林振興センターを通じて、農林部として対策のポイントを取りまとめたパンフレットを農家へ配布した。例えば、9月15日に秩父農林振興センターは、JAちちぶが事務局である秩父地域ぶどう組合連絡協議会の全会員にチラシを配布し、注意喚起を行った。また、9月16日に本庄農林振興センターは、神川町、上里町、JA及び警察署の担当者並びに両町の生産者が参加した情報共有会議に出席し、盗難防止対策を周知するとともに、地域ぐるみで取り組むことについて説明した。さらに、米などが収穫期を迎えたことから、本県、JAグループさいたま及び県警察の連名の盗難防止用チラシを配布し、盗難対策の周知徹底を図っていききたい。

諸井委員

農家の自助努力が大きいのが、盗難による経済的被害のほか、不審者の侵入によって鳥インフルエンザやアフリカ豚熱等が持ち込まれた場合に、本県は莫大な被害を受けることを考えると、県独自で盗難防止対策を支援する必要があると思うがいかがか。

畜産安全課長

不審者の不法侵入による家畜伝染病の拡散を懸念している。衛生対策については家畜保健衛生所による立入りの機会を活用し、まずは、飼養衛生管理基準に基づき病原体の侵入防止対策や拡散防止対策の徹底を指導していく。防犯カメラ等の整備は、今後の発生状況を注視しながら支援を検討する。

農業支援課長

防犯カメラを設置することは防犯対策上の有効な手段と考えている。園地に不審者を侵入させない工夫や、農業者、市町村、JA及び警察署と連携しながら防犯情報を共有することが重要であると思う。今後、被害の状況などを見ながら、委員御指摘の件について研究していききたい。

【所管事務に関する質問（県産米の動向について）】

千葉委員

1 米の販売振興について、現在、本県では、それぞれの地域の条件を生かした米作りが展開されており、平成27年以降の作付面積は32,000ヘクタール前後で推移し、全国第16位となっている。しかし、農業を取り巻く環境は後継者問題、米価の不安定など厳しい状況が続いている。本県農業技術研究センターにおいて、平成4年に交配を行い、10年間かけて「彩のかがやき」を、平成15年に交配を行い、9年間かけて選抜して「彩のきずな」を育成した。本県の技術者が長い年月を掛けて英知と情熱をもつ

て育成した米の生産振興及び販売振興をどのように実践しているのか。強い埼玉農業を創造するためにこれからの展開についても併せて伺う。

- 2 酒米の品種改良について、昨年、埼玉県産の酒米を使用して日本酒の金賞を受賞した。加須市においても、地元で生産した「五百万石」を使用した純米吟醸、「さけ武蔵」を使用した特別純米酒を製造した。さらには、酒米の最高峰といわれる「山田錦」を使用して純米大吟醸を完成させた。その酒粕を使用して、プリン、五家宝、石鯰など多くの加工品の開発へと発展させている。過日、大野知事のふれあい訪問では、「加須市の酒米と地酒協議会」の構成員で、「力士」を造っている「釜屋」を訪問して、米作りからの一連の活動、6次産業化、まちづくりを含め、高い評価を頂いたところである。本県の風土に適した「山田錦」の品種改良、あるいは「山田錦」を超える日本一の酒米を栽培することは、埼玉農業にとって大変有意義な事業であると考えている。しかし、品種改良等を生産者独自で完成することは困難であると思う。本県として、この事業について積極的に研究・開発を進めるべきと考えるが、農林部の考えについて伺う。

生産振興課長

- 1 「彩のかがやき」及び「彩のきずな」については、本県のオリジナル品種として取り組んでおり、誕生した当時は、新品種ということで栽培ごよみを作成するとともに、展示圃を県内各地で設置し、栽培技術の習得を支援してきた。その結果、高品質の米が収穫できるようになっている。消費者により身近に「彩のかがやき」及び「彩のきずな」を購入できるよう関係団体と連携しながら量販店への働き掛けを行い、県内における販売所の拡大を図ってきた。さらに、店舗の米売り場では実際に試食して食味を確認していただき、販売促進活動が続けてきた。また、本県ではオリジナル統一デザインによる米袋を使った販売キャンペーンや、飲食店での使用の働き掛け、県産米を使用したレシピコンテストなど、幅広い世代の県民が参加できるPR活動を行ってきた。しかしながら、昨年度、「彩のきずな」に関するアンケートで調査した結果、県民の認知度が40パーセントであり十分でないと感じた。県産米の認知度を高めることや需要を拡大することで、ひいては米価格の上昇につながるものと考えている。今年度は、テレビの情報番組で若手タレントによる「彩のきずな」の試食PRや西武鉄道の電車内モニターでの動画広告などを予定している。今後、認知度を高めるため、LINEやインスタグラムなどのSNSを活用し、一方的な情報提供だけでなく、消費者や生産者からも情報発信ができるようなPR活動を展開していきたい。

農業政策課長

- 2 まず、本県の風土に適した酒米品種の栽培は重要であると考えている。これまで本県では、平成4年から平成15年にかけて優れた醸造適正を持つ酒米品種の育成を行い、平成19年には本県初となる酒米品種「さけ武蔵」として品種登録を行った。「さけ武蔵」は、令和元年に県全体の酒米生産量に占める割合が53パーセントとなるまで普及しており、醸造した酒の評価も高い。一方で、収量が安定しない、米粒が砕けやすいといった声も寄せられている。このことから、本県では酒米の新たな品種育成が重要であると認識しており、また、「さけ武蔵」の開発後にも新品種の育成に取り組んでいるところである。新品種の育成に当たっては、清酒出荷量全国4位という本県の優位性を生かして、育成の早い段階から実需者である県内酒造メーカーの意見を取り入れるなど、マーケットインの発想を用いて進めていくことが重要であると考えている。こうした取組を進め、本県の風土に適した新たな酒米品種をできるだけ早く現場に届けたいと考えている。

千葉委員

「彩のきずな」についてはPRを進めていくとのことであるが、米が高く売れなければ、農業の後継者問題の解決等に結び付かないと考えており、現状として認知度が低いことで高く売れず、それにより生産者が少なくなるという悪循環に陥っていると考える。このことも含めて生産振興や販売振興について、今後どのように進めていくのか。高く売れる流通システムを確立しないと生産者の生活が豊かになることにならないが、その点も踏まえて販売振興についてどのように考えているか。

生産振興課長

本県における主要品種の作付面積では、「コシヒカリ」が34パーセント、「彩のかがやき」が32パーセント、「彩のきずな」が16パーセント、「キヌヒカリ」が8パーセントという状況である。「彩のきずな」については、これまで熟期の近い「キヌヒカリ」の代替として作付拡大を進めてきた。今後は、同じく中生として「彩のかがやき」を植え付けている事例があるため、その地域に「彩のきずな」を代わりに作っていただくよう取組を進め、30パーセントの作付を目標に生産拡大を図っていきたい。また、おいしい米を供給し、県産米の認知度を高めて需要を拡大することで、ひいては価格も上昇するものと考えている。そのため、特別栽培米やストーリー性のある地域ブランド、例えば「このとり伝説米」、「川越藩のお蔵米」、「かな清流米」及びJAほくさいの「ほくほく米」などのように、付加価値を生み出す有効な手立てと考えている。

小島委員

- 1 今までの取組を見ていると、米の生産まではよいが、その後の販売振興に不足があると思う。農林部で作付及び販売を促進しても、米を買い取るのはJAや米屋であり、米を作るのは農家である。その仲立ちとして農林部がうまく機能していないのではないか。農林部は長期的な視野に立ち、どの品種をどのように作付拡大させていくかを考えてほしい。「彩のきずな」についてもPRすると言いながら、農林部自身でのPRはほぼしていないのが現状である。例として、販売促進用ののぼりについても、本県では版權だけを提供し、JAが作成している。生産促進及び販売促進をするのであれば、本県は生産者と販売者の間に入り、もっと存在感を示さないといけない。現在は、両者に任せられているだけになっている。このことについてどう考えているのか伺う。また、「彩のきずな」が食味ランキングで特Aを獲得したのは2年前であるが、今年も努力しているのか。
- 2 酒米の新品種育成については、付加価値が生まれるので非常にいい取組だと思うが、「さけ武蔵」が良くなかったから新たなものを考えるのでは間が空いてしまう。企業や団体でも一つのものが良くなかった場合のために、別の品種も同時並行で検討している。この品種が良くなかったため研究し直して10年かけると、空白の10年間となり、それもまた良くなければ合計で20年空いてしまうので、オーバーラップしながら研究開発を進めるべきだと思うがいかがか。また、「さけ武蔵」は酒蔵から評判が良くないが、どう受け止めているのか伺う。

生産振興課長

- 1 水稻品種の作付の方向性について、本県の米作りは4月に移植が始まり、終わりは6月の末までと長期にわたる作型が特徴である。そのため、ブランド強化のためには作付品種を集約してロットを確保し、地域の特徴を生かした生産販売が必要となっている。当面は「コシヒカリ」、「彩のきずな」及び「彩のかがやき」を主力品種とし、「キヌヒカ

り」は「彩のきずな」へ計画的な移行を進め、各地域では原則として3品種程度に集約することを目標に生産振興を行っている。生産後の販売促進については、JAと集荷業者と協力しながら、例えば、「彩のきずな」においては統一米袋を作成して集荷業者に使用してもらうなどを行っている。のぼりについても、「彩のきずな」及び「彩のかがやき」ともに作成したが、「彩のかがやき」については、「埼玉うまい米づくり推進協議会」が著作権を持っているために、JAに出荷した生産者しか使えない。そのため、「彩のきずな」については、本県が取組をコントロールし、のぼりやグッズはJAへの出荷の有無にかかわらず生産者に使っていただけるようにしている。食味ランキングの特Aへの取組については、平成29年産の米が特Aを取得することができた。引き続き連続取得を目指して平成30年産、平成31年産も取り組んだところだが、Aという評価であった。令和2年度についても各地で特Aを目指した実証圃を設置し取り組んでいる。

農業政策課長

2 酒米の品種改良については、「さけ武蔵」の開発が一区切りして品種登録をした後も、改良が断絶していたということではない。新たな品種はこれだということまでには至ってはいないが、育成自体は続けてきた。まだ、成果物として外に出せるものはないので、今後はその育成に力を入れて取り組みたいと考えている。「さけ武蔵」の評判については、栽培や加工の工夫の中で、評価の高い酒が造られている一方で、先述のとおり収量が安定しないなどの声も寄せられており、良くない評判もあるということは認識している。今後の品種育成に当たっては、酒造メーカーからの意見をよく聞きながら行うなど、ニーズをよく把握して、育種及び育成に取り組むようにしていきたい。

小島委員

生産振興に取り組んでいるとのことだが、北海道の「ゆめぴりか」や、青森県の「青天の霹靂」など、全国放送での情報発信で話題を作り、各民放で取り上げてもらうなどの生産振興や販売振興を図っており、本県のようにJAや生産者に任せているといった取組とは本気度が違う。県が振興していても、もうからなければ農家は作らず、JAも手を出しづらい。だからこそ間に県が入り、リーダーシップを発揮して生産振興を含めた販売促進を行ってほしい。販売促進と知名度向上は相乗効果がある。品種を作るだけでなく、その戦略をしっかりと考えてほしい。「彩のきずな」が本県の推奨品種となった際に、近隣の生産者になぜ「彩のきずな」を作らないのかと質問をしたところ、「キヌヒカリ」や「日本晴れ」よりJAの買取単価が低いいため作らないとの回答があった。本県からJAに申し入れてもらい、現在では、「日本晴れ」などと同様に「彩のきずな」や「彩のかがやき」は「コシヒカリ」の次のランクとされているが、そのようなことにも目配りしながら取り組まないと、良い品種を作っても埋もれてしまう。長期的な視野で広範囲を見なければならぬと考えるがいかがか。

農林部長

米の生産振興及び販売対策について、米は基幹の作物であり、これまでも本県は新品種を育成してきている。長期的な視点に立ち、県が主体となって、効果的なPRも含めて、他県の状況等も参考にしながら具体的な対策について検討していく。この場では具体的にどうするかは申し上げられないが、委員御指摘の点を踏まえて十分に検討していきたい。